

第1編

計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。この計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省)において、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討するものとされています。また、目標年次を概ね 10 年～15 年先において、概ね 5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

総社市(以下「本市」という。)では、平成 21 年度に「総社市一般廃棄物処理基本計画(平成 22 年3月策定)」(以下「既定計画」という。)を策定し、その中で、ごみ処理の効率化を目的とした「新岡山県ごみ処理広域化計画」や「第2次総社市総合計画」などの上位計画と調整を図りつつ、長期的・総合的視点に立った基本方針を示しました。その後、平成 31 年4月の中間見直しによる後期計画を経て、令和5年度末に計画目標年次を迎えることとなりました。

一方、国においては、環境基本法の施行からはじまる廃棄物の適正処理と再生利用の促進のための個別の法律を施行してきましたが、SDGs(※)を達成するための取り組みを踏まえた『第四次循環型社会形成推進基本計画』、プラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を新たに施行しています。

以上を踏まえ、本市の一般廃棄物処理は、新たな法制度化等を見据えて進めていかなければならないことから、既定計画を検証しつつ、長期的・総合的視点に立った基本方針を定めるため、「総社市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。次ページの図表 1-1-1 に関係法令等と本計画の関係をまとめています。

※ SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」



The infographic displays the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) in a grid format. Each goal is represented by a colored square with an icon and a number. The goals are: 1. No Poverty, 2. Zero Hunger, 3. Good Health and Well-being, 4. Quality Education, 5. Gender Equality, 6. Clean Water and Sanitation, 7. Affordable and Clean Energy, 8. Decent Work and Economic Growth, 9. Industry, Innovation and Infrastructure, 10. Reduced Inequalities, 11. Sustainable Cities and Communities, 12. Responsible Consumption and Production, 13. Climate Action, 14. Life Below Water, 15. Life on Land, 16. Peace, Justice and Strong Institutions, 17. Partnerships for Goal Achievement. The title 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS' is at the top, with the subtitle '世界を変えるための17の目標' (17 Goals to Change the World). At the bottom right, it says '2030年に掲げて世界が共通した「持続可能な開発目標」です' (These are the 'Sustainable Development Goals' that the world has set for 2030).

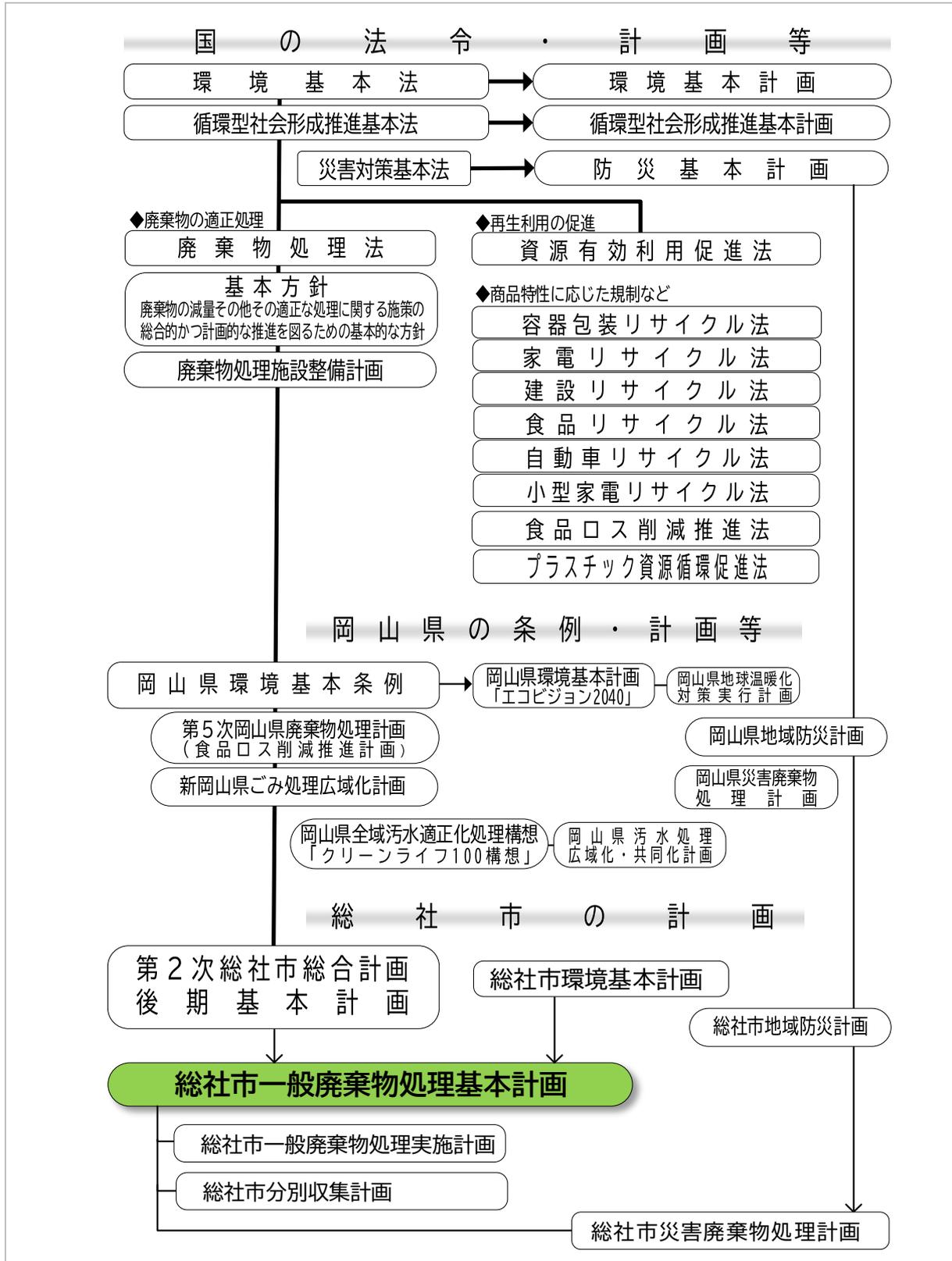
SDGs は、17 の大きな目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

出典:国際連合広報センター

第2節 計画の位置づけ

本計画は、第2次総社市総合計画、総社市環境基本計画及び関係法令等との整合、調和を図るとともに、一般廃棄物の適正処理を総合的、計画的に進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

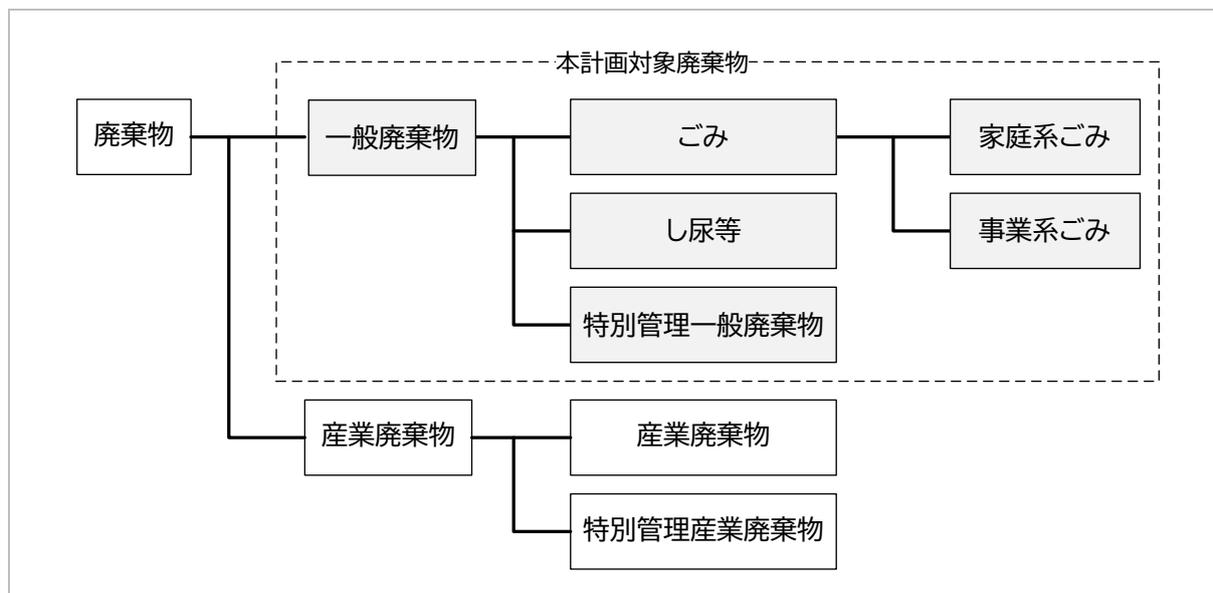
◆図表 1-1-1 関連法令等と本計画の位置づけ



第2章 計画対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、図表 1-2-1 のとおり、家庭または事業所等から排出される一般廃棄物とします。

◆図表1-2-1 本計画の対象廃棄物

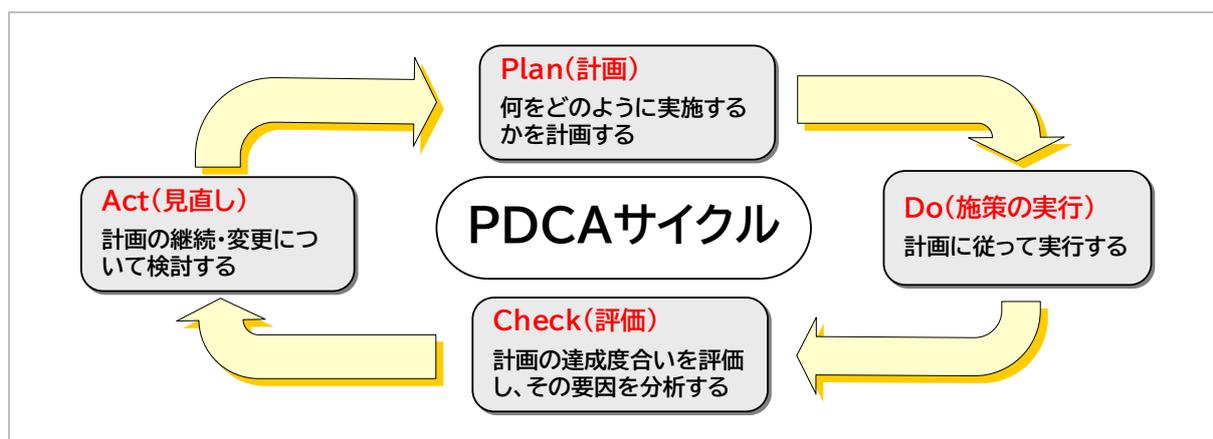


第3章 計画の進行管理

第1節 進行管理手法

本計画を確実に実施していくために、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に点検・見直しを行っていくものとします。

◆図表 1-3-1 計画の進行管理手法



第2節 進行管理体制

本計画の進行管理は、図表 1-3-2 に示す管理指標等を用いて確認することにより行います。また、ごみ処理基本計画については、総社市廃棄物減量等推進審議会に管理指標等の状況を随時報告し、計画等に変更が生じる場合は意見を求めるものとします。

◆図表 1-3-2 計画の進行管理指標

管理指標	計算式
家庭系ごみ(資源ごみ除く) 1人1日平均排出量	年間家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)÷365日÷行政区域内人口
年間事業系ごみ排出量	年間事業系ごみ排出量
ごみ総排出量(集団回収量含む) 1人1日平均排出量	ごみ総排出量÷365日÷行政区域内人口
リサイクル率	(資源化量+集団資源回収量)÷ごみ総排出量
最終処分量	年間最終処分量
汚水衛生処理率	(公共下水道人口+集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口)÷行政区域内人口

第4章 計画の構成

本計画は、大別すると「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

ごみ処理基本計画は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理及び最終処分場等の今後の方向性を示しています。また、生活排水処理基本計画は、生活排水の処理計画やし尿・汚泥の処理計画等を示しています。

◆図表1-4-1 本計画の構成

第1編 計画の概要	
第1章	計画策定の趣旨
第2章	計画対象廃棄物
第3章	計画の進行管理
第4章	計画の構成
第2編 総社市の地域概況	
第1章	位置と概要
第2章	地域特性
第3編 ごみ処理基本計画	
第1章	対象区域
第2章	計画の目標年次
第3章	広域化の検討状況
第4章	ごみ処理状況の把握
第5章	ごみの減量・再生利用に関する事項
第6章	ごみ処理体制
第7章	ごみ処理行政の動向
第8章	ごみ処理施設整備に係る関係法令等
第9章	ごみ処理に関する課題
第10章	ごみの排出量及び処理量の予測
第11章	ごみ処理の基本理念と基本方針
第12章	ごみの排出抑制に関する施策
第13章	再資源化に関する施策
第14章	適正処理に関する施策
第15章	その他の計画に関する施策
第4編 生活排水処理基本計画	
第1章	生活排水処理の現状と課題
第2章	生活排水処理の基本理念と基本方針
第3章	生活排水処理の目標
第4章	計画の目標年次
第5章	生活排水処理計画